



監事監査報告書

平成 25 年 5 月 22 日

学校法人 東京家政学院
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 東京家政学院

監事 遠井郁雄 
監事 落合稔 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人東京家政学院寄附行為第 13 条第 4 項の規定に基づき、学校法人東京家政学院の平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について監査した。

私たちは、監査に当たり、学校法人東京家政学院監事監査規則に準拠し、理事会及び評議員会に出席するとともに、内部監査室と連携し適時に法人監査及び設置 3 校の現地監査を実施し、理事等から業務及び財務の報告を聴取した。更に、会計監査人から監査に関する説明を受け、連携し、計算書類について検討するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人東京家政学院の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び収益事業に係る決算報告書（貸借対照表・損益計算書）並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務及び財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上